

大刀洗町ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル実施要領

1. 事業の目的

大刀洗町ホームページは平成 26 年度の前回リニューアルから 10 年が経過し、近年はアクセス数の増加やスマートフォン中心の閲覧環境への変化、アクセシビリティへの対応等、本町ホームページを取り巻く状況は変容し、自治体 DX の動向を踏まえたオンライン申請や手続きの推進など情報発信の基盤としてのホームページの重要性は増している。

管理・運用面における課題も生じており閲覧者からは「知りたい情報にたどりつかない」「古い情報がそのまま掲載されている」などといった声が寄せられている。また職員からは、「図や表が作成しづらい」「ワードやエクセル感覚でページを作りたい」といった意見があがっており、加えてテンプレートもないことからページ間の統一性が保てていない状態にある。職員の負担軽減とあわせて誰もが操作しやすい CMS の導入も必要となっている。

については、業務の取組方針やシステム機能などの提案を広く募集し、委託業務の履行に最も適した契約候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の概要

(1)業務名

大刀洗町ホームページリニューアル業務

(2)業務内容及び履行方法

別紙「大刀洗町ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり

(3)委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(公開予定日は令和7年3月1日予定。ただし、公開日前2週間を試験運用期間とする。)

(4)提案上限額

①構築費用 9,500,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この上限額を超えた提案は失格とする。令和6年度の保守・運用費用を含む。

②保守・運用費用(令和7年4月からの60か月)

5,400,000 円(年額 1,080,000 円)(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、保守・運用費用については本業務の契約には含まず、今回提出された見積書に記載の費用を上限とし別途単年度で契約するものとする。

3. 提案選定

(1) 担当部署

大刀洗町地域振興課企画係

〒830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多819番地

TEL 0942-77-0173

FAX 0942-77-3063

E-mail koho@town.tachiarai.fukuoka.jp

(2) スケジュール

このプロポーザルの公募開始から契約までの日程は次のとおりとする。

| 項目 | 日程 | 備考 |
|--------------------------------|--------------|--------------------|
| 1. 提案事業者の募集開始 | 令和6年4月17日(水) | ホームページに掲載 |
| 2. 質疑書の受付期限 | 令和6年4月24日(水) | 電子メールによる |
| 3. 質疑書に対する回答 | 令和6年5月1日(水) | 電子メールで回答 |
| 4. 参加申込書及び企画提案書、見積書の提出期限 | 令和6年5月15日(水) | 持参または郵送(どちらも必着) |
| 5. 書類審査の結果通知およびプレゼンテーション審査参加要請 | 令和6年5月24日(金) | 電子メールによる |
| 6. プレゼンテーション審査の実施 | 令和6年6月5日(水) | 大刀洗町役場 1社につき60分 |
| 7. 最終選考結果通知・公表 | 令和6年6月10日(月) | 電子メールで通知 |
| 8. 契約締結・業務開始 | 令和6年7月上旬予定 | |

(3) 参加資格

企画提案書を提出できる者は、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、提出日時点で次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- ② 導入するCMSは過去3年以内に1万人以上の自治体への導入実績がある製品で、かつ自治体への導入実績を5件以上有し、現時点で稼働中であること。
- ③ 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有している者。
- ④ 今後5年間、システム保守・管理についても行える体制を有していること。
- ⑤ この公告の日から当該業務の企画提案書の提出の日までの間に福岡県知事及び大刀洗町長から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 国税、都道府県及び市区町村税の滞納がないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定を受けている者を除く)又は民事再生法(平成11年法律第

255号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

⑧提案しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

⑨一般財団法人日本情報経済社会推進協会の ISMS 適合性評価制度の認定、又はプライバシーマークの認定を受けていること。

※⑦～⑨については、連携協力企業など(参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者)があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

(4)実施要領等の配布

①配布方法

大刀洗町ホームページからダウンロードしてください。

大刀洗町ホームページ(<https://www.town.tachiarai.fukuoka.jp/>)

②配布期間

令和6年4月17日(水)～令和6年5月15日(水)

(5)企画提案書等の提出

プロポーザルの参加意思確認のため、参加申込書兼誓約書を提出すること。なお、この書類の提出がなかった者については、このプロポーザルへの参加を認めない。

①提出期間

令和6年4月17日(水)～令和6年5月15日(水)17時

※郵送等の場合も同日17時必着。

②提出場所

地域振興課企画係へ事前に電話連絡のうえ、次の書類等を提出すること。

※郵送等の場合は一般書留、簡易書留などの追跡可能な方法に限ります。

③提出書類及び提出部数

| 提出書類 | | 部数 |
|--|-----------------------------------|----------------|
| 【様式1】参加申込書及び誓約書 | | 1部 |
| 【様式2】受注実績調書 ※新しい年度の実績から抽出し、最大5件まで記載すること。 | | 1部 |
| 【様式3】会社概要書 ※認証を取得していることが証明できる書面の写しを添付すること。 | | 1部 |
| 納税証明書(国税・都道府県税・市町村税) | | 1部 |
| 記載事実が確認できる書類等の写し※同種業務の履行実績(契約書・完成検査調書)等が確認できる書類の写しを添付する。 | | 1部 |
| 企画提案書 | (ア) 企画提案書 | 正本1部、 副本15部 |
| | (イ) 【様式4-1、4-2】見積書(構築費用及び保守・運用費用) | 1部 |
| | (ウ) 【別紙1】CMS 機能要件一覧表 | 1部 |
| | (エ) 【別紙2】データセンター要件一覧表 | 1部 |
| | (オ) 企画提案書の電子データ(CD-R または DVD-R) | 1枚 |

④書類審査結果通知

令和6年5月24日(金)までに電子メールで通知する。

⑤参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、【様式5】参加辞退届を担当窓口へ、事前に電話連絡のうえ、令和6年5月20日(月)17時までに、持参または郵送、電子メールにて提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(6)プロポーザルに関する質疑

質疑がある場合は、【様式6】質疑書を次のとおり提出すること。質疑書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

①提出期限

令和6年4月24日(水)17時必着

②提出方法

地域振興課企画係へ電子メールで提出すること。送付した場合は、電話により着信確認をすること。件名は「(会社名)ホームページリニューアル業務質疑」とすること。

③回答方法

質疑に対する回答は、令和6年5月1日(水)までに、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、町ホームページ上に公表する。

(7)企画提案書等の記載事項等について

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、提案は1社1案とする。

①提出物について

(ア)企画提案書

別添仕様書及びCMS機能要件一覧表の内容を踏まえて、作成すること。以下の記載すべき事項に従って作成すること。なお、専門知識がない者でも理解できるよう、簡潔明瞭な文章、かつ平易な表現で分かりやすく具体的に作成すること。

- 原則 A4 版横、上とじ、文章は横書き、カラー印刷とする。
- A3版の使用も可能であるが、A4サイズに折り込んで提出すること。またページ数は2ページとしてカウントすること。
- 文章の文字の大きさは11ポイント以上とし、表紙・裏表紙・目次をつける。ページ数は片面印刷で60枚以内(両面30枚以内可)とする。ページ番号をつけること。表紙・裏表紙・目次はページ数としてカウントしない。

| 番号 | 項目 | 記載すべき事項 |
|----|-------------------------|---|
| 1 | 会社情報 | ①会社概要 ②提案内容と同様又は類似の過去5年間の実績 |
| 2 | 本業務に対する取組 | ①基本的な考え方、方針 ②業務の実施体制 ③業務スケジュール 令和7年3月1日の町ホームページ公開に間に合うように明確な、構築スケジュールを記載すること。 |
| 3 | サイト構成・デザイン | 現行サイトの調査・分析をふまえ、リニューアルホームページの構築に対する提案を以下項目のとおり記載すること。 ①現行サイトの調査・分析をどのように新ホームページへ反映するか。 ②サイト構成・構造の考え方 ③トップページのデザイン及び構成並びに各ページのデザイン(トップページ、下層ページのデザインを1案以上提案すること。) ④閲覧者の利用端末(スマホ等)への対応について ⑤検索性・ユーザビリティの向上について ⑥新たな情報分類(「新カテゴリ案」) ⑦各情報への閲覧者の誘導方法 |
| 4 | アクセシビリティを確保・向上するための実現方法 | アクセシビリティに対する基本的な考え方や、本町職員への負荷がなく構築し、保持できるかを記載すること。 |

| | | |
|---|----------------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ①対応実績 ②対応実現方法 ③アクセシビリティチェックの機能性 |
| 5 | 提案システムパッケージ (CMS)の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①基本仕様 ②コンテンツの作成・公開方法 ③ページの管理方法(組織改正や人事異動に伴う各種管理機能含) ④その他、導入する CMS の特長や他社より優れている点 |
| 6 | 情報セキュリティ | <ul style="list-style-type: none"> ①データセンターの特徴やサーバ、ネットワークの構成 ②システムの安定性 ③セキュリティの確保について |
| 7 | 運用・保守 | <ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供時間・定期保守体制や運用・保守支援内容 ②障害発生時の対応及び復旧方法(連絡体制や保守範囲を含む) ③災害発生時の対応及び復旧方法(連絡体制や保守範囲を含む) あわせて災害専用トップページへの切り替え方法を提示すること。 ④保守・運用支援内容 ⑤拡張・バージョンアップ等の考え方 |
| 8 | その他 | <p>(1)リニューアル支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①データ移行の方法 ②職員研修 <p>(2)その他</p> <p>本町が要求している以外に効果的な情報発信のあり方、有効な機能や企画などがあれば自由に提示すること。</p> |

(イ)【様式5】見積書及び明細書(消費税額を加算すること)

①構築費用(初期構築予算上限額 9,500,000 円以内)

リニューアル業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、令和7年3月分の保守は構築費に含むものとする。

②保守・運用費用(提案上限額 5,400,000 円以内)

令和7年4月1日から5年間の費用。なお、保守・運用費用については、2年目以降も特別な理由がないかぎり、増額は認めない。また参考資料として、5年経過後、同システムを再度契約し、継続利用する場合の費用を記載すること。

※参考として記載する5年目経過後の保守・運用費用は本プロポーザルの評価項目とはしない。

※保守・運用費用は、サーバ利用料やソフト使用料等、必要な費用を全て含むものとする。

(ウ) CMS 機能要件一覧表【別紙1】

記載されている項目について提案の CMS が標準実装の場合は「○」、代替案で対応可能であれば「△」、対応不可・有償カスタマイズの場合は「×」を記載すること。代替案については備考欄に内容を記載すること。また、有償カスタマイズの場合は、必ず見積書の金額に含めること。

(エ) データセンター要件一覧表【別紙2】

記載されている項目について、対応しているまたは対応可能であれば「○」を、対応不可能な場合は「×」を記載すること。

(8) 選定方法

本業務の契約候補者の選定については、大刀洗町の職員で構成する「大刀洗町ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査会」。)を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査により審査・選定を行う。書類審査とプレゼンテーションによる審査で評価・採点(1,000 点満点)を行い、合計点数の高い順から契約候補者および次点契約候補者とする。

① 共通事項

(ア) 選定方法 書類審査及びプレゼンテーション審査で、評価・採点することにより選定する。

(イ) 審査基準 【別紙3】審査実施要領を参照

(ウ) 候補者の決定

● 書類審査及びプレゼンテーション審査の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とし交渉する。

● 企画提案書の提出者が1者の場合でも、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、その点数をもって候補者を決定する。

②書類審査(500点)

【別紙3】審査実施要領に沿って、次の4つの書類について評価し、点数化し得点が高い順に上位3者を書類審査通過者とする。

(ア) 基準点(90点)・・・CMS 機能要件一覧表

※「必須」要件に「×」がある場合は参加できないものとする。

(イ) 提案評価点(310点)・・・企画提案書

(ウ) 価格点ア(50点)・・・【様式4-1】見積書(構築費用)

(エ) 価格点イ(50点)・・・【様式4-2】見積書(保守・運用費用)

※なお、この時点での書類審査の評価点数は公表しない。

③プレゼンテーション審査(500点)

(ア)実施日 令和6年6月5日(水)予定

(イ)実施場所等 詳細な時刻及び場所等については、書類審査結果と併せて通知する。

(ウ)実施時間 1社につき60分以内

(準備5分、プレゼンテーション・CMSデモンストレーション40分、質疑応答15分)

(エ)出席者 1社につき4人を上限とする。

(オ)資料等

●プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の提出は認めないものとする。また、プレゼンテーション実施にあたり、パワーポイント等の使用は許可するが、その場合は企画提案書の抜粋表示とし、企画提案書に記載のない表示は行わないものとする。

●提案内容は全て見積書に含まれているとみなす。

●パワーポイント等を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは本町において準備をするが、これ以外の機器は提案者が準備すること。

④選定に係る留意事項

(ア)審査は非公開とする。

(イ)審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

(ウ)総得点が1位の場合でも、仕様書に沿わない場合や得点が700点に満たない場合は、契約候補者として選定しないことがある。

(エ)選定した候補者については名称及び得点を町ホームページ上で公表する。そのほかの提案者は得点のみを公表とする。

4. 契約

(1) 契約の締結

契約候補者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務にかかる契約を締結する。

契約にあたっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、候補者との協議により項目を加除、変更することがある。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない(企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く)。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本町と協議のうえ、その承認を得るものとする。

(2) 次点契約候補者との交渉

契約候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点契約候補者と当該業務委託について交渉を行う。

(3) 契約条項等

大刀洗町財務規則などの定めるところによる。

(4) 契約期間

① リニューアル業務にかかる業務委託契約

契約締結後から令和7年3月31日までとする。

② 保守・運用にかかる業務委託契約

令和7年度以降の保守・運用については、別途単年度契約をする。

(5) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。なお、大刀洗町財務規則第120条第1項に掲げるいずれかの条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

5. プロポーザルに係る留意事項

(1) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 「3(3)参加資格」を満たさなくなった場合

② 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

③ 提出書類に虚偽の記載があった場合

④ 見積書の金額が「2. 業務の概要」の「(4) 提案上限額」を超えている場合

⑤ 選定の公平性を害する行為や、一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合

⑥ 提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(2)その他留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ②提出期限後の企画提案書等の修正、変更は一切認めない。但し、本町の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- ③提出された企画提案書等は返却しない。提出後に辞退届が提出された場合も同様とする。
- ④企画提案書等のため作成した資料や本町から受領した資料は、本町の許可なく公表または使用することはできないものとする。
- ⑤企画提案書等提出書類に係る知的財産権の取り扱いは、所定の法令の定めるところに従うものとする。ただし、本町は、本業務に係る範囲において必要があると認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑥本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合に大刀洗町は大刀洗町情報公開条例(平成 17 年 3 月 18 日条例第 2 号)に基づき提出書類を公開することがある。
- ⑦公平な選定を行うため、本業務の契約締結が終了するまでは、このプロポーザルに関する本町職員への営業活動及び来庁は控えること。
- ⑧災害等、不測の事態が生じた場合は、本要領に関する手続を延期することがある。